

ノルウェー産業財産庁(NIPO)と日本国特許庁(JPO)との間の特許審査 ハイウェイ試行プログラムに関するノルウェー産業財産庁への申請手続 (仮訳)

第一部

日本国特許庁の国内出願の審査結果を利用した特許審査ハイウェイ

出願人は、日ノルウェー間の特許審査ハイウェイ(以下、「PPH」という)試行プログラムに基づいて、以下の申請要件を満たすノルウェー産業財産庁への出願(以下、「当該出願」という)につき、関連する書類の提出を含む所定手続を行うことで早期審査を申請することができます。

1. 申請要件

(a) 当該出願(PCT出願の国内移行出願も含む)が:

(i) 日本出願に基づいて正当なパリ条約に基づく優先権を主張している出願である(別紙2の図A、B、C、F、G及びH参照)、又は、

(ii) 優先権主張を伴わないPCT出願の国内移行出願である(別紙2の図 I 参照)、又は、

(iii) 優先権主張を伴わないPCT出願に基づいて正当なパリ条約に基づく優先権を主張している出願であること(別紙2の図 J、K 及びL参照)。

当該出願が複数の日本出願又は優先権を伴わないPCT出願を優先権の基礎とするもの、又は、当該出願が分割出願であっても、出願日が原出願に遡及し原出願が上記の(i)~(iii)に該当するものであれば認められます。

(b) 対応する日本出願が存在し、すでに特許可能と判断された一又は複数の請求項を有すること。

対応する出願には、優先権主張の基礎となる出願、それから派生した出願(例えば、日本出願の分割出願)又はPCT出願の日本国内移行出願があります。

請求項は、出願が特許査定となっていなくても、最新のオフィスアクションにおいて日本国特許庁の審査官が明確に当該請求項を特許可能であると特定した時に「特許可能と判断された」こととなります。

オフィスアクションは、下記を含みます。

- (i) 特許査定
- (ii) 拒絶理由通知書
- (iii) 拒絶査定
- (iv) 審決

(c) PPHに基づく早期審査を申請する当該出願のすべての請求項が、対応する日本出願の特許可能と判断された一又は複数の請求項と十分に対応しているか、十分に対応するように補正されている。

差異が翻訳や請求項の形式によるものであり、当該出願の請求項が日本出願の請求項と同一又は類似の範囲を有するか、当該出願の請求項の範囲が日本出願の請求項の範囲より狭い場合、請求項は「十分に対応」するとみなされます。

例えば、日本出願の請求項において、明細書(明細書及び／又は請求項)に裏付けられている特徴を追加することにより限定する補正がなされた場合に、より範囲の狭い請求項が生じます。

日本国特許庁で特許可能と判断された請求項に対し、新たな又は異なったカテゴリーの請求項は、十分に対応しているとはみなされません。例えば、日本国特許庁における請求項が製品を製造する方法に関するもののみであり、ノルウェー産業財産庁において、対応する方法の請求項に従属した製品に関する請求項を導入した場合、当該出願の請求項は十分に対応しているとはみなされません。

PPH 試行プログラムの申請が承認された後に補正又は追加された請求項は、日本出願において特許可能と判断された請求項と十分に対応している必要はありません。しかし、補正された請求項が請求項対応を満たさない場合には、その出願は通常の出願として扱われます(すなわち、早期審査の対象外となります。)

(d) 当該出願に関しノルウェー産業財産庁において、PPH申請時に審査の着手がされていないこと。(別紙2の図M参照)

2. 提出書類

次の(a)~(d)の書類をPPH申請書に添付して提出する必要があります。(別紙3参照)

2. に記載されている書類は、引用文献を除いてすべてノルウェー語または英語にて作成され又は翻訳されなければなりません。

(a) 対応する日本出願に対して日本国特許庁から出された(日本国特許庁における特許性の実体審査に関連する)すべてのオフィスアクションの写し、及びその翻訳文¹。

翻訳文は、ノルウェー語または英語にて記載される必要があります。ただし、日本国特許庁のオフィスアクションがAIPN(日本国特許庁のドシエアクセスシステム)により提供されている場合には、出願人は、オフィスアクションの写し及びその翻訳文を提出する必要はありません。ノルウェー産業財産庁の審査官がAIPNによりオフィスアクションを取得することができない場合には、出願人は、必要書類を提供するよう要請されます。

¹翻訳は機械翻訳でも構いませんが、審査官が翻訳されたオフィスアクション又は請求項の概要を理解することができない場合には、審査官は出願人に翻訳文の再提出を求められます。

(b) 対応する日本出願の特許可能と判断されたすべての請求項の写し、及びその翻訳文。

翻訳文は、ノルウェー語または英語にて記載される必要があります。日本国特許庁において特許可能と判断された請求項がAIPN(日本国特許庁のドシエアクセスシステム)により提供されている場合には、出願人は、請求項の写し及びその翻訳文を提出する必要はありません。ノルウェー産業財産庁の審査官がAIPNにより請求項を得ることができない場合には、出願人は、必要書類を提供するよう要請されます。

(c) 日本国特許庁の審査官が引用した引用文献の写し

引用文献が特許文献であれば、通常、ノルウェー産業財産庁が有しているため提出を省略できます。ただし、ノルウェー産業財産庁の審査官が有していない特許文献の場合には、審査官の求めに応じてこれらの書類を提出する必要があります。また、非特許文献は、提出を省略できません。引用文献の翻訳文は提出不要です。

(d) 請求項対応表

当該出願のすべての請求項と対応する日本出願の特許可能と判断された請求項との関係を示す請求項対応表を提出してください。

請求項が直訳であるような場合には単に同一である旨を、単なる翻訳上の差異以上の違いがある場合には、申請要件1.(c)に従ってそのような差異があっても十分に対応していることを説明してください。

なお、上記(a)~(d)の書類について、同時又はすでになされた他の手続きにおいてノルウェー産業財産庁に提出されている場合、その書類の写しを援用することにより当該書類の添付の省略が可能です。

3. PPH試行プログラムに基づく早期審査申請の手順

出願人は、ノルウェー産業財産庁に対して関連する書類及び記入済みの申請書を提出することで、PCT-PPH 試行プログラムに基づく早期審査を申請することができます。(別紙3照)

ノルウェー産業財産庁は、申請書及び上記関連書類を受け付けた後、早期審査対象案件とすべきか否か決定します。ノルウェー産業財産庁が申請を受理した場合、当該出願は早期審査対象案件として特別に位置づけられます。

申請が上記要件の一部を満たしていなかった場合、出願人は不備のある箇所を明示された上で、その旨通知されます。出願人には、申請の不備を是正する機会が与えられます。

第一部 日本国特許庁の国内出願の審査結果を利用した特許審査ハイウェイ

不備が是正されなかった場合、当該出願は通常の順番で審査されることが出願人に通知されます。

第二部

日本国特許庁のPCT国際段階成果物を利用した特許審査ハイウェイ

出願人は、PCT 国際段階成果物を利用した日ノルウェー間の特許審査ハイウェイ(以下、「PCT-PPH」という) 試行プログラムに基づいて、以下の申請要件を満たすノルウェー産業財産庁への出願(以下、「当該出願」という)につき、関連する書類の提出を含む所定手続を行うことで早期審査を申請することができます。(PCT-PPH 試行プログラム)

1. 申請要件

PCT-PPH の申請がなされたノルウェー産業財産庁への出願が下記の要件を満たしている必要があります。

1. 1 当該出願と対応する国際出願とは下記のいずれかの関係を満たす。

- (A) 当該出願は、対応する国際出願の国内段階である。(別紙5の図A, A' 及びA'' 参照)
- (B) 当該出願は、対応する国際出願のパリ条約に基づく優先権主張の基礎となっている。(別紙5の図B参照)
- (C) 当該出願は、対応する国際出願をパリ条約に基づく優先権主張の基礎とする国際出願の国内段階である。(別紙5の図C参照)
- (D) 当該出願は、対応する国際出願を国内優先権主張又はパリ条約に基づく優先権主張の基礎とする国内出願である。(別紙5の図D参照)
- (E) 当該出願は、上記(A)~(D)のいずれかを満たす出願の派生出願(分割出願、国内優先権を主張する出願等)である。(別紙5の図E1 及びE2参照)

1. 2 当該出願に対応する国際出願の国際段階における最新の成果物において特許性(新規性・進歩性・産業上の利用可能性のいずれも)「有り」と示された請求項が少なくとも1つ存在すること。

対応する国際出願の最新の国際段階成果物(国際調査機関が作成した見解書(WO/ISA)、国際予備審査機関が作成した見解書(WO/IPEA)あるいは国際予備審査報告(IPER))において、特許性(新規性・進歩性・産業上の利用可能性のいずれも)「有り」と示された請求項が少なくとも一つなければなりません。国際調査報告(ISR)のみに基づいてPCT-PPH を申請することはできません。

PCT-PPH 申請の基礎となる最新国際成果物の第 VIII 欄に何らかの意見が記載されている場合、第 VIII 欄に記載された意見を是正する補正の如何にかかわらず、出願人は特許性について釈明しなければなりません。出願人の釈明が不十分であった場合、当該出願は

PCT-PPH 試行プログラムへの参加が認められません。なお、釈明が妥当であるか否か、第 VIII 欄に記載された意見を是正する補正がなされたか否かは PCT-PPH への参加が認められるか否かの判断に影響しません。

ただし、上記 WO/ISA、WO/IPEA、IPER は日本国特許庁が国際調査機関 (ISA)、国際予備審査機関 (IPEA) として作成したものに限り、優先権主張の基礎となる出願はいずれの庁に出願されたものであっても構いません。別紙 5 の図 A' を参照してください (ZZ は任意の国内出願)。

1.3 請求項の対応について

PCT-PPH に基づく審査がなされるすべての請求項が、対応する国際出願の最新国際成果物で特許可能と判断された一又は複数の請求項と十分に対応しているか、十分に対応するように補正されている。

差異が翻訳や請求項の形式によるものであり、当該出願の請求項が最新国際成果物で特許性有りとして示された請求項と同一又は類似の範囲を有するか、当該出願の請求項の範囲が最新国際成果物で特許性有りとして示された請求項の範囲より狭い場合、請求項は「十分に対応」するとみなされます。

例えば、最新国際成果物で特許性有りとして示された請求項において、明細書 (明細書及び／又は請求項) に裏付けられている技術的特徴を追加することにより限定する補正がなされた場合に、より範囲の狭い請求項が生じます。

最新国際成果物で特許性有りとして示された請求項に対し、新たな又は異なったカテゴリーの請求項は、十分に対応しているとはみなされません。例えば、最新国際成果物で特許性有りとして示された請求項が製品を製造する方法に関するもののみであり、ノルウェー産業財産庁において、対応する方法の請求項に従属した製品に関する請求項を導入した場合、当該出願の請求項は十分に対応しているとはみなされません。

PPH 試行プログラムの申請が承認された後に補正又は追加された請求項は、日本出願において特許可能と判断された請求項と十分に対応している必要はありません。しかし、補正された請求項が請求項対応を満たさない場合には、その出願は通常の出願として扱われます (すなわち、早期審査の対象外となります)。

1.4 当該出願に関しノルウェー産業財産庁において、PCT-PPH 申請時に審査の着手がされていないこと。

2. 提出書類

出願人は PCT-PPH に基づく申請を行う際、申請書に添付して下記 2. 1～2. 4 の書類を提出する必要があります(別紙 6 参照)。当パラグラフ中に記載されている書類は、引用文献を除いてすべてノルウェー語または英語にて記載されなければならない。

2. 1 特許性有りと判断が記載された最新国際成果物の写しとその翻訳文

当該出願が上記 1. 1 (A) の関係を満たす場合、当該出願の包袋情報の一部として特許性に関する国際予備報告 (IPRP) の写しとその翻訳文が含まれるため、出願人はそれらの提出を省略することができます。

また、最新国際成果物の写し及び翻訳文の写しが「PATENTSCOPE (登録商標)」²により取得可能である場合には、ノルウェー産業財産庁が求めない限り、これらの書類を提出する必要はありません。

(通常、WO/ISA は「IPRP Chapter I」として、また IPER は「IPRP Chapter II」として優先日から 30 月で利用可能となります。)

2. 2 対応する国際出願の最新国際成果物で特許性有りと示された請求項の写しと、その翻訳文

特許性有りと示された請求項が「PATENTSCOPE (登録商標)」により取得可能である場合には(例えば、国際公開パンフレットが発行済みである場合には)、ノルウェー産業財産庁が求めない限り、これらの書類を提出する必要はありません。その翻訳文は「PATENTSCOPE (登録商標)」により取得することができないので、提出が必要です。

2. 3 対応する国際出願の最新国際成果物で引用された引用文献の写し

引用文献が特許文献であれば、通常、ノルウェー産業財産庁が有しているため提出を省略できます。ただし、ノルウェー産業財産庁の審査官が有していない特許文献の場合には、審査官の求めに応じてこれらの書類を提出する必要があります。また、非特許文献は、提出を省略できません。

引用文献の翻訳文の提出は省略できます。しかし、引用文献の適切な理解を可能とするために、PCT-PPH に基づく最初の申請の際に補助文献の一部として提出することは可能です。

² <http://www.wipo.int/pctdb/en/index.jsp>

2. 4 請求項対応表

出願人は、当該出願の全ての請求項と、特許性有りと示された請求項とが十分に対応していることを示すために、請求項対応表を提出しなければなりません(別紙4参照)。

2. 5 申請書

出願人は PCT-PPH に基づく申請を行う際、申請書(別紙6参照)に添付して下記2. 1～2. 4の書類を提出する必要があります。なお、上記2. 1～2. 4の書類について、同時又はすでになされた他の手続きにおいてノルウェー産業財産庁に提出されている場合、その書類の写しを援用することにより当該書類の添付の省略が可能です。

3. PPH試行プログラムに基づく早期審査申請の手順

出願人は、ノルウェー産業財産庁に対して関連する書類及び記入済みの申請書を提出することで、PCT-PPH 試行プログラムに基づく早期審査を申請することができます。(別紙6参照)

ノルウェー産業財産庁は、申請を受け付けると、PCT-PPHに基づく早期審査の資格があるかを検討します。要件が満たされていると判断された場合、当該出願は早期審査に指定されます。

要件を一部満たしていなかった場合、出願人は不備のある箇所を明示された上で、その旨通知されます。出願人には、申請の不備を是正する機会が与えられます。不備が是正されなかった場合、当該出願は通常の順番で審査されることが出願人に通知されます。

別紙1

請求項対応表の例

以下のような場合、請求項が「十分に対応」とみなされます。

例1

JPO における請求項	NIPO における請求項	コメント
1	1	NIPO の請求項は JPO において特許性ありと判断された請求項に構成要素を付加したものである。

JPO 出願で特許性有りとされた請求項	NIPO における請求項
<p>A system for presenting a container storing at least one article to a processing tool, comprising:</p> <p>(a) a load port, including:</p> <p>a frame having an opening;</p> <p>a support structure being adapted to receive a container, and</p> <p>a drive mechanism for moving said support structure substantially vertically between a first height and a second height; and</p> <p>(b) a conveyor for movably supporting the container substantially along a container transport plane;</p> <p>wherein a container traveling on said conveyor moves unobstructed over said support structure when said support structure is located in said second height,</p> <p>wherein the container traveling unobstructed does not contact said support structure while traveling over said support structure located at said second height,</p> <p>wherein said support structure, when located at said second height, is located below said transport plane.</p> <p><u>*この追加された部分は、特許性有りとされた請求項に含まれていませんが、明細書に記載されています。</u></p>	<p>A system for presenting a container storing at least one article to a processing tool, comprising:</p> <p>(a) a load port, including:</p> <p>a frame having an opening;</p> <p>a support structure being adapted to receive a container, and</p> <p>a drive mechanism for moving said support structure substantially vertically between a first height and a second height; and</p> <p>(b) a conveyor for movably supporting the container substantially along a container transport plane;</p> <p>wherein a container traveling on said conveyor moves unobstructed over said support structure when said support structure is located in said second height,</p> <p>wherein the container traveling unobstructed does not contact said support structure while traveling over said support structure located at said second height,</p> <p>wherein said support structure, when located at said second height, is located below said transport plane,</p> <p><u>wherein said support structure, when located at said first height, is located above said transport plane*.</u></p>

例2

JPO における請求項	NIPO における請求項	コメント
1	1	同一
なし	2	NIPO における請求項 2 は、JPO で特許性有りとなされた請求項 1 に対応する NIPO の請求項 1 に従属するものである。

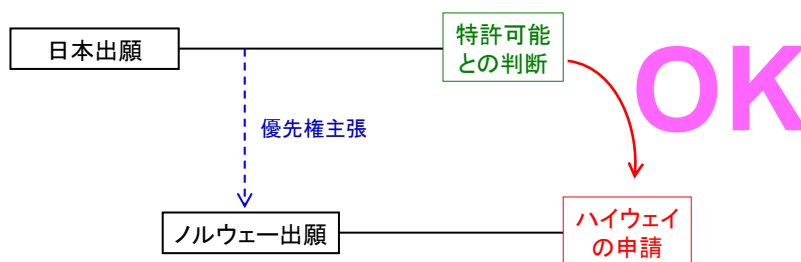
JPO 出願で特許性有りとなされた請求項	NIPO における請求項
1. A nitride-based semiconductor device comprising: a first semiconductor layer, consisting of either an n-type nitride-based semiconductor layer having a wurtzite structure or an n-type nitride-based semiconductor substrate having a wurtzite structure; and an n-side electrode formed on a back surface of said first semiconductor layer, wherein a dislocation density is not more than $1 \times 10^9 \text{cm}^{-2}$ in the vicinity of the interface between said first semiconductor layer and said n-side electrode, and contact resistance between said n-side electrode and said first semiconductor layer is not more than $0.05 \Omega \text{cm}^2$	1. (Same)
2. (None)	2. <i>The nitride-based semiconductor device according to claim 1, wherein said first semiconductor layer includes an n-type dopant*.</i>

*この追加された部分は、特許性有りとなされた請求項には含まれていませんが、明細書に記載されています。

別紙2

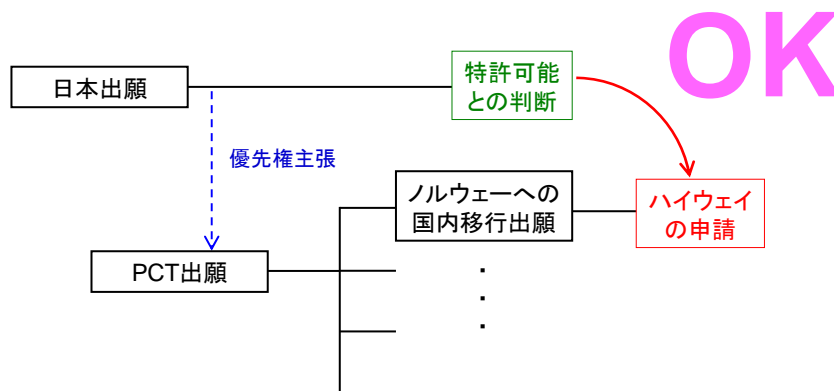
A

要件 a. (i) を満たす事例
- パリルート -



B

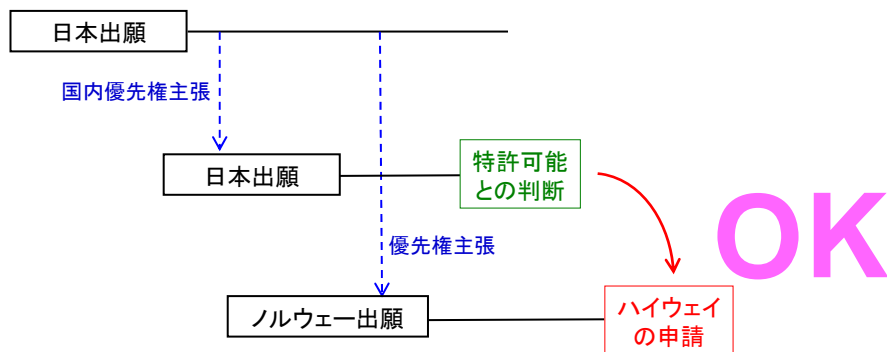
要件 a. (i) を満たす事例
- PCTルート -



C

要件 a. (i) を満たす事例

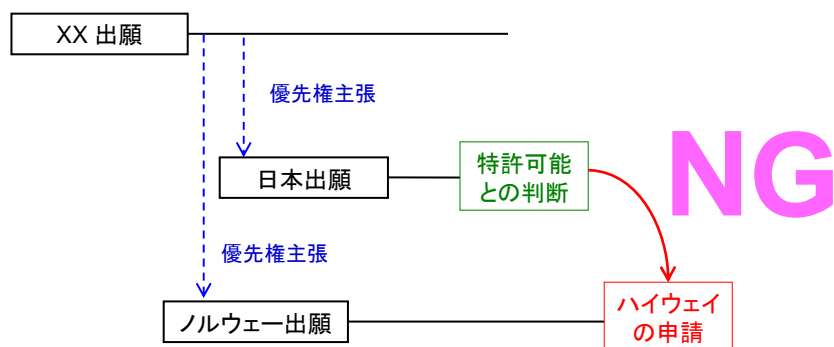
- パリルート: 国内優先権主張 -



D

要件 a. を満たさない事例

- パリルート: 第三国出願に基づく優先権主張 -

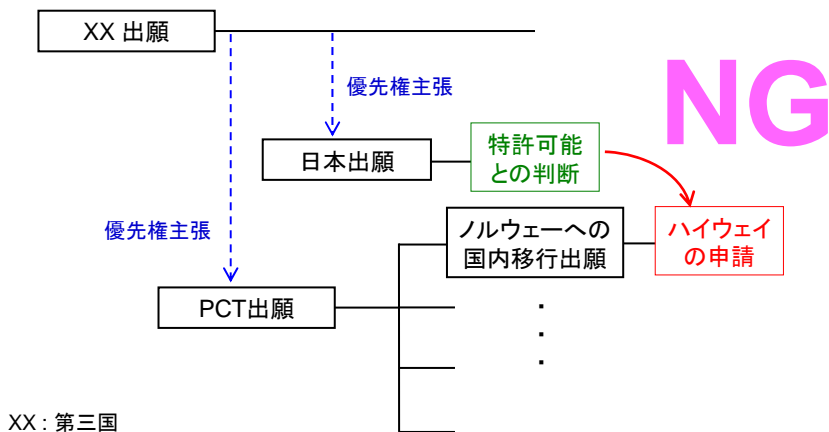


XX: 第三国

E

要件 a. を満たさない事例

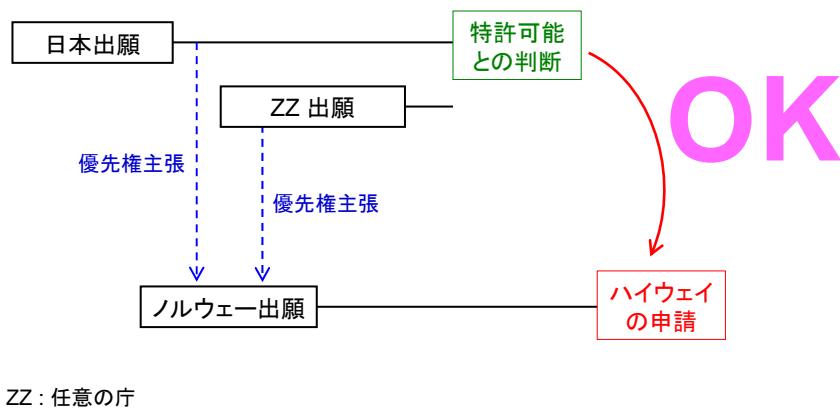
- PCT ルート: 第三国出願に基づく優先権主張 -



F

要件 a. (i) を満たす事例

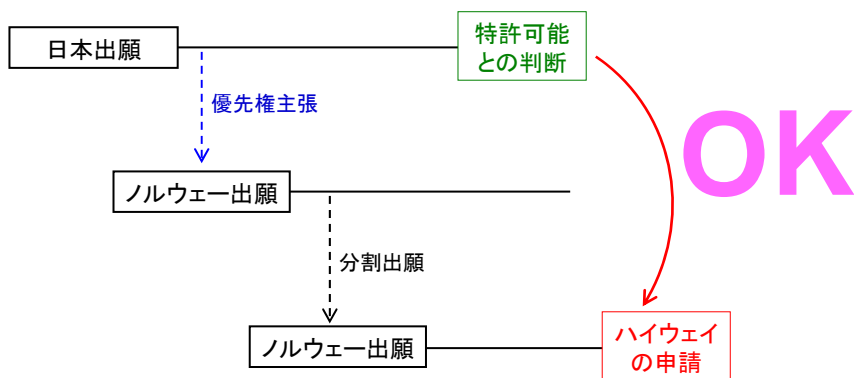
- パリルート: 複数の出願に基づく優先権主張 -



G

要件 a. (i) を満たす事例

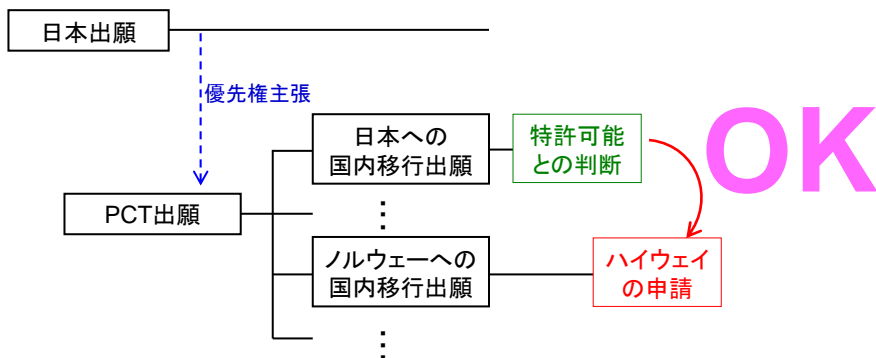
- パリルート: 分割出願 -



H

要件 a. (i) を満たす事例

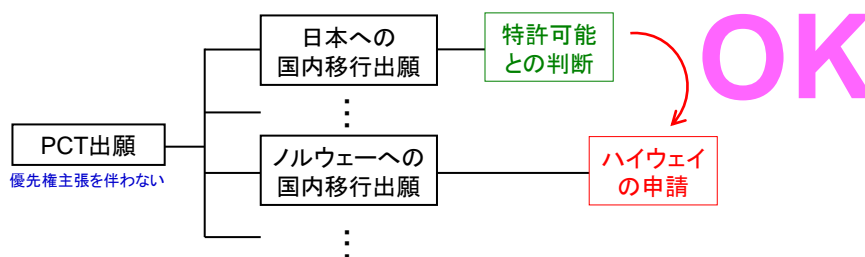
- PCTルート: 日本への国内移行出願との関係 -



I

要件 a. (ii) を満たす事例

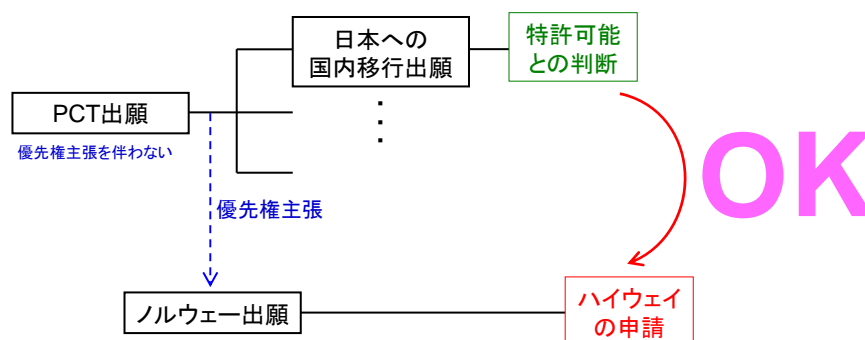
- 優先権主張を伴わないPCT出願(ダイレクトPCT) -



J

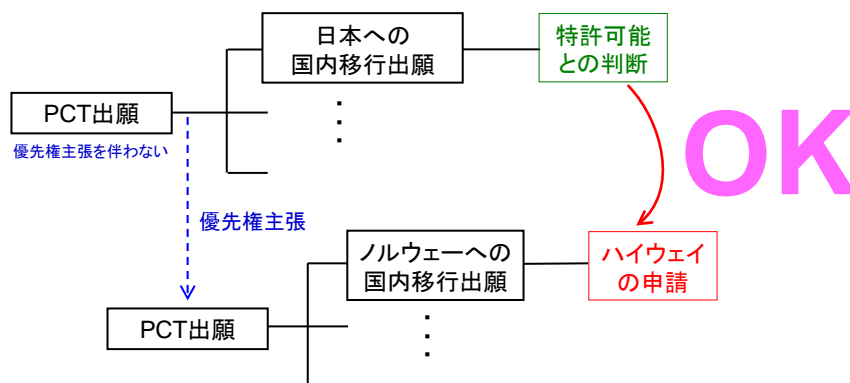
要件 a. (iii) を満たす事例

- パリルート:ダイレクトPCTに基づく優先権主張-



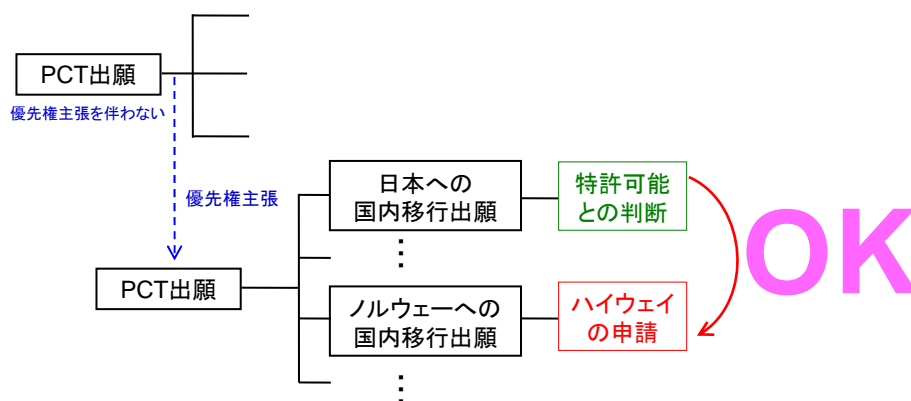
K 要件 a. (iii) を満たす事例

- PCTルート:ダイレクトPCTに基づく優先権主張-



L 要件 a. (iii) を満たす事例

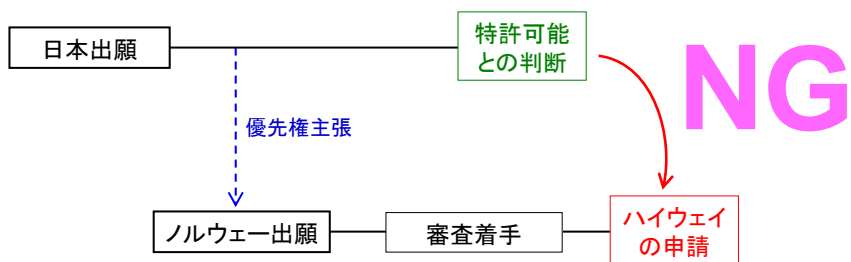
- PCTルート:ダイレクトPCTに基づく優先権主張 -



M

要件 d. を満たさない事例

- ハイウェイの申請前にノルウェー産業財産庁が審査着手 -



別紙3

PPH REQUEST

PPH 申請書

Request for Accelerated Examination at the Norwegian Industrial Property Office (NIPO) under the Patent Prosecution Highway Pilot Program Between the NIPO and the Japan Patent Office (JPO)

ノルウェー産業財産庁に対して、日ノルウェー間の特許審査ハイウェイに基づく早期審査を申請する。

- 1 NO application number: _
出願番号
Corresponding JP application number(s):
対応日本出願の出願番号
- 2 **Either:**
- a) Copy of JP office action(s) in Japanese attached:
日本出願のオフィスアクションを日本語で提出する。
and
Copy of JP office action(s) translated into English or Norwegian attached
日本出願のオフィスアクションの英語あるいはノルウェー語翻訳を提出する。
or
- b) NIPO to obtain JP office action(s) from AIPN:
日本出願のオフィスアクションをNIPOがAIPNを通じて入手することを希望する。
or
- c) JP office action(s) on file from previous PPH request:
NO application number:
先のPPH申請において提出した日本出願のオフィスアクションを援用する。
出願番号:
- 3 **Either:**
- a) Copy of claims indicated to be allowable of corresponding JP application attached:
対応日本出願で特許性有りとなされた請求項の写しを提出する。
and
Copy of JP claims translated to English or Norwegian attached:
対応日本出願で特許性有りとなされた請求項の英語あるいはノルウェー語翻訳を提出する。
or

- b) NIPO to obtain JP claims from AIPN:
 対応日本出願の請求項を NIPO が AIPN を通じて入手することを希望する。
- or**
- c) JP application claims on file from previous PPH request:
 NO application number:
 先の PPH 申請において提出した日本出願の請求項を援用する。
 出願番号:
- 4 Claim correspondence table attached:
 請求項対応表を提出する。
- 5 Copies of all documents cited by the JPO (except for patent documents) attached:
 JPO において引用された引用文献の写し（特許文献を除く）を提出する。

JPO claims <i>JPO</i> における請求項	NIPO claims <i>NIPO</i> における請求項	Comments explaining the correspondence <i>対応関係を説明するコメント</i>

Please ensure that this is the uppermost document when requesting accelerated examination under the PPH.

*PPH*に基づく早期審査を申請するときは、必ず申請用紙が書類上一番上になるようにしてください。

別紙4

請求項対応表の例

以下のような場合、請求項が「十分に対応」とみなされます。

例1

国際段階における請求項	NIPO における請求項	コメント
1	1	NIPO の請求項は JPO において特許性ありと判断された請求項に構成要素を付加したものである。

国際段階で特許性有りとなされた請求項	国内段階における請求項
<p>A system for presenting a container storing at least one article to a processing tool, comprising:</p> <p>(a) a load port, including:</p> <p>a frame having an opening;</p> <p>a support structure being adapted to receive a container, and</p> <p>a drive mechanism for moving said support structure substantially vertically between a first height and a second height; and</p> <p>(b) a conveyor for movably supporting the container substantially along a container transport plane;</p> <p>wherein a container traveling on said conveyor moves unobstructed over said support structure when said support structure is located in said second height,</p> <p>wherein the container traveling unobstructed does not contact said support structure while traveling over said support structure located at said second height,</p> <p>wherein said support structure, when located at said second height, is located below said transport plane.</p> <p><u>*この追加された部分は、特許性有りとなされた請求項に含まれていませんが、明細書に記載されています。</u></p>	<p>A system for presenting a container storing at least one article to a processing tool, comprising:</p> <p>(a) a load port, including:</p> <p>a frame having an opening;</p> <p>a support structure being adapted to receive a container, and</p> <p>a drive mechanism for moving said support structure substantially vertically between a first height and a second height; and</p> <p>(b) a conveyor for movably supporting the container substantially along a container transport plane;</p> <p>wherein a container traveling on said conveyor moves unobstructed over said support structure when said support structure is located in said second height,</p> <p>wherein the container traveling unobstructed does not contact said support structure while traveling over said support structure located at said second height,</p> <p>wherein said support structure, when located at said second height, is located below said transport plane,</p> <p><u>wherein said support structure, when located at said first height, is located above said transport plane*.</u></p>

例2

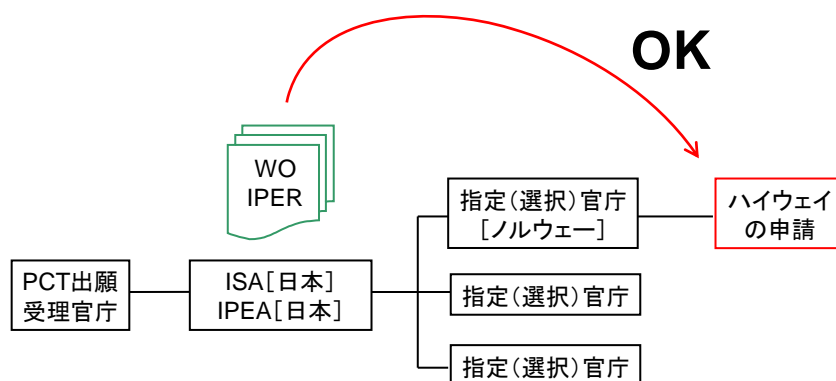
国際段階における請求項	NIPO における請求項	コメント
1	1	同一
なし	2	NIPO における請求項 2 は、JPO で特許性有りとした請求項 1 に対応する NIPO の請求項 1 に従属するものである。

国際段階で特許性有りとした請求項	国内段階における請求項
1. A nitride-based semiconductor device comprising: a first semiconductor layer, consisting of either an n-type nitride-based semiconductor layer having a wurtzite structure or an n-type nitride-based semiconductor substrate having a wurtzite structure; and an n-side electrode formed on a back surface of said first semiconductor layer, wherein a dislocation density is not more than $1 \times 10^9 \text{cm}^2$ in the vicinity of the interface between said first semiconductor layer and said n-side electrode, and contact resistance between said n-side electrode and said first semiconductor layer is not more than $0.05 \Omega \text{cm}^2$	1. (Same)
3. (None)	2. <i>The nitride-based semiconductor device according to claim 1, wherein said first semiconductor layer includes an n-type dopant*.</i>

*この追加された部分は、特許性有りとした請求項に含まれていませんが、明細書に記載されています。

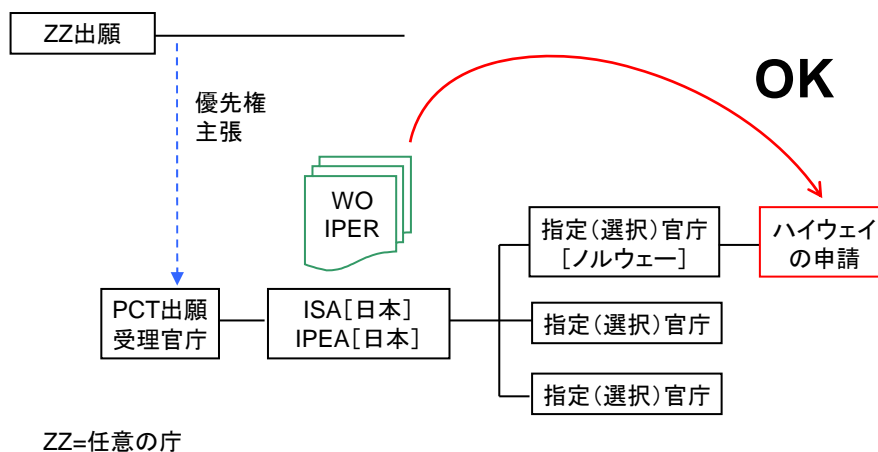
別紙5

(A) 当該出願は「対応する国際出願」の国内段階である。

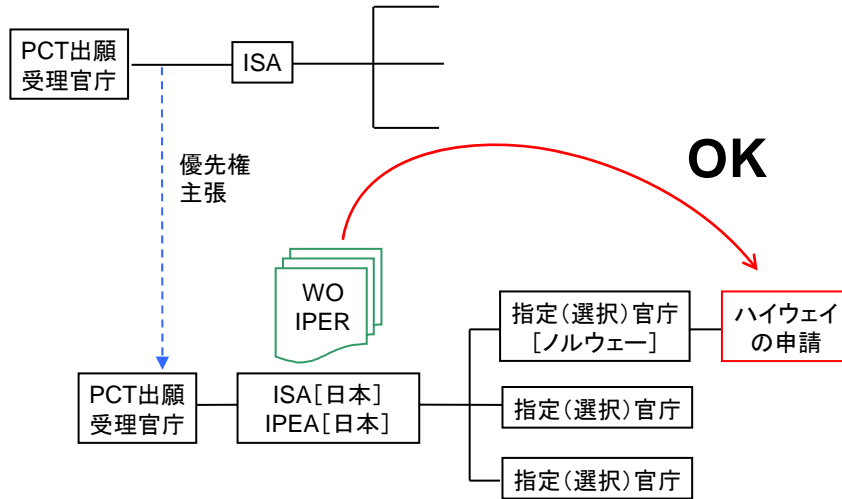


(A') 当該出願は「対応する国際出願」の国内段階である。

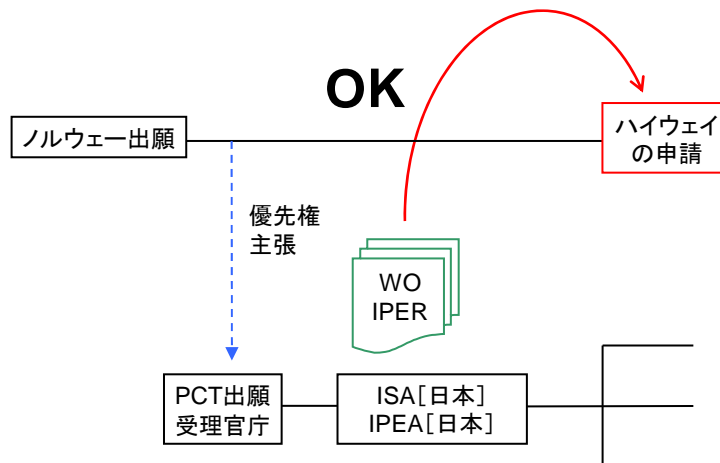
(「対応する国際出願」が国内出願を基礎として優先権を主張している場合)



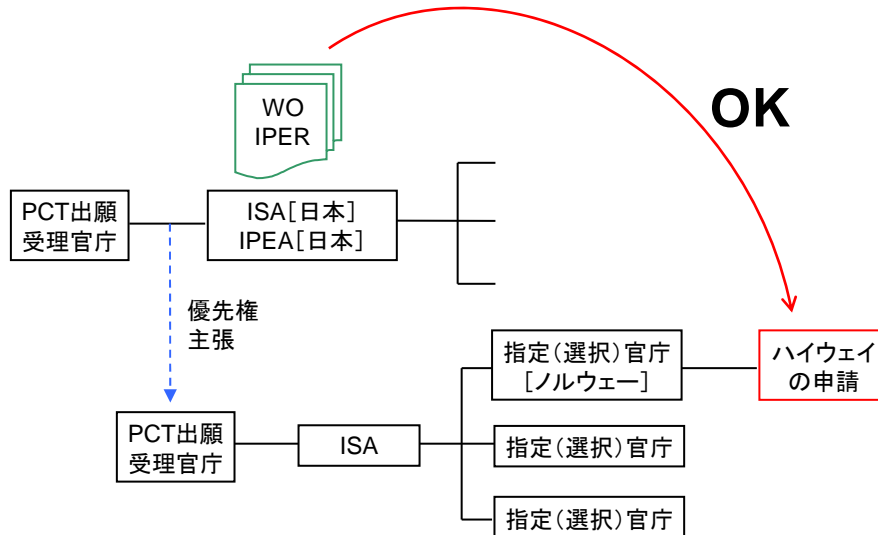
(A') 当該出願は「対応する国際出願」の国内段階である。
 (「対応する国際出願」が国際出願を基礎として優先権を主張している場合)



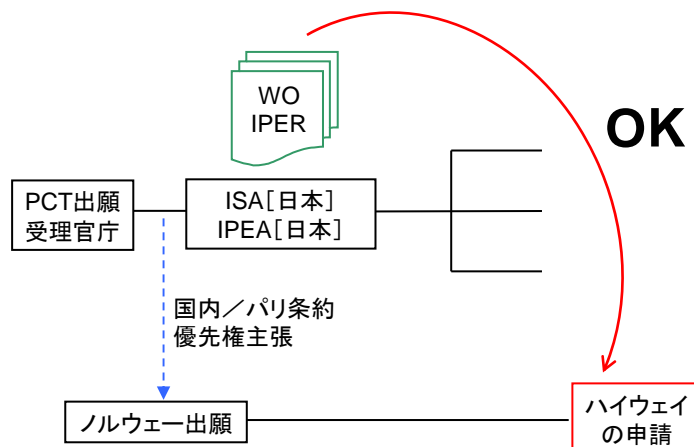
(B) 当該出願は「対応する国際出願」のパリ条約優先権主張の基礎となっている。



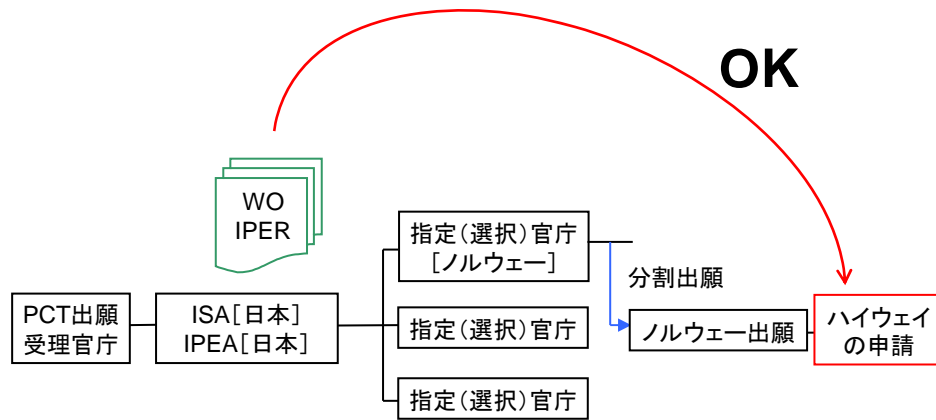
(C) 当該出願は「対応する国際出願」をパリ条約優先権主張の基礎とする国際出願の国内段階である。



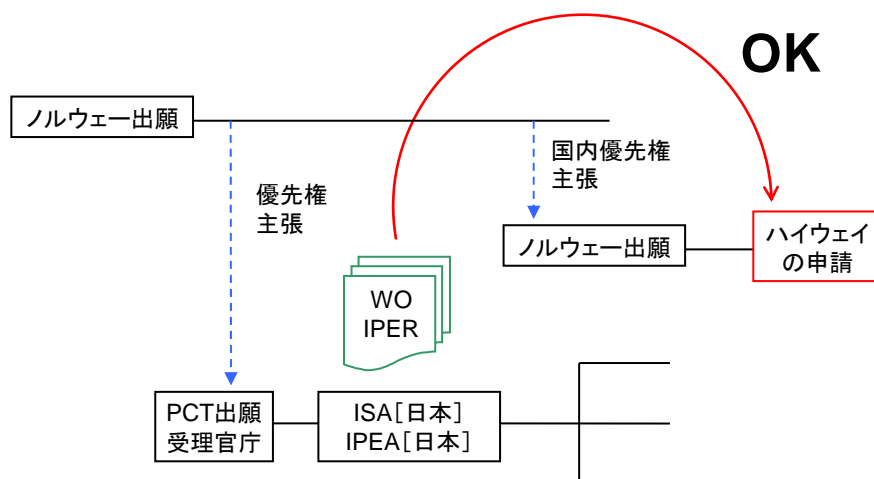
(D) 当該出願は国内出願であり、「対応する国際出願」を国内／パリ条約優先権主張の基礎とする。



(E1) 類型(A)に該当する出願の分割出願である。



(E2) 類型(B)に該当する出願を基礎として国内優先権を主張する出願である。



別紙6

PCT-PPH REQUEST

PCT-PPH 申請書

Request for Accelerated Examination at the Norwegian Industrial Property Office (NIPO) using the PCT international work products under the Patent Prosecution Highway Pilot Program Between the NIPO and the Japan Patent Office (JPO)

ノルウェー産業財産庁に対して、日ノルウェー間のPCT国際段階成果物を利用した特許審査ハイウェイに基づく早期審査を申請する。

- 1 NO application number:
 出願番号
 Corresponding PCT application number(s):
 対応するPCT出願番号
- 2 **Either:**
- a) Copy of WO-ISA, WO-IPEA or IPER attached:
 WO/ISA、WO/IPEA あるいは IPER の写しを提出する。
- and**
- Copy of WO-ISA, WO-IPEA or IPER translated into English or Norwegian attached:
 WO/ISA、WO/IPEA あるいは IPER の英語あるいはノルウェー語翻訳を提出する。
- or**
- b) NIPO to obtain documents in a) via PATENTSCOPE®:
 a)の書類をNIPOがPATENTSCOPE®を通じて入手することを希望する。
- or**
- c) Copy of documents in a) on file from previous PPH request:
 NO application number:
 先のPPH申請において提出したa)の書類を援用する。
 出願番号:
- 3 **Either:**
- a) Copy of claims indicated to be allowable by the ISA or IPEA attached:
 ISA あるいは IPEA において特許性有りとした請求項の写しを提出する。
- or**
- b) NIPO to obtain documents in a) via PATENTSCOPE®:
 a)の書類をNIPOがPATENTSCOPE®を通じて入手することを希望する。

or

c) Copy of documents in a) on file from previous PPH request:

NO application number:

先の PPH 申請において提出した a) の書類を援用する。

出願番号:

and

Copy of claims indicated to be allowable by the ISA or IPEA translated to English or Norwegian attached:

ISA あるいは IPEA において特許性有りとなされた請求項の英語あるいはノルウェー語翻訳を提出する。

4 Claim correspondence table attached:

請求項対応表を提出する。

5 Copies of all documents cited by the ISA or IPEA (except for patent documents) attached:

ISA あるいは IPEA において引用された引用文献の写し (特許文献を除く) を提出する。

Claims in the international phase 国際段階における請求項	NIPO claims NIPO における請求項	Comments explaining the correspondence 対応関係を説明するコメント

Please ensure that this is the uppermost document when requesting accelerated examination under the PCT-PPH.

PCT-PPHに基づく早期審査を申請するときは、必ず申請用紙が書類上一番上になるようにしてください。